

成年後見 センターだより


発行：新宿区成年後見センター

平成27年6月1日発行

第6号

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない人の権利を守る制度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、法律面や生活面で支援します。

成年後見センターでは、だれもが地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用推進に取り組んでいます。（※新宿区社会福祉協議会が、新宿区から運営を受託しています。）

- 
- どんな制度なのか知りたい。
 - 頼れる親族がないので将来が不安。
 - 後見人は何をしてくれるの？費用は？
 - お金や通帳の管理に不安がある。など

成年後見センターでは、

- 💡 随時、センター職員がご相談をお受けします。
- 💡 他にも、週3日、専門家（月：司法書士、水：弁護士、金：社会福祉士）に相談ができます。

～講座・出張相談会のお知らせ～

★成年後見入門講座&出張相談

【日時】平成27年6月30日（火）

講座 午後1時30分～3時30分（定員60人）

相談会 ①午後4時00分～ ②午後5時00分～
定員全4組（各2組） 相談時間は各45分

【会場】牛込筆筈地域センター バラA・B

【内容】

講座 最近の制度の動向や利用の流れ、費用、メリット・デメリット等、制度利用の前に知っておきたいポイントを社会福祉士が解説します。

相談会 成年後見制度に関するご相談に、社会福祉士または司法書士がお答えします。プライバシーに配慮した個室です。



講座・相談会共通

参加費

無料

対象

- 新宿区在住・在勤・在学の方（後見人講座に限り、区民の後見人等を受任中または受任予定の方も可）
- 要予約・先着順

申し込み方法

【講座】

電話・FAX・Eメール・ハガキのいずれか。①～④を明記の上、成年後見センターまで。

①氏名（ふりがな）、②在住・在勤・在学の別（後見人講座の場合は、区民の後見人等の方）③電話番号、④本講座をお知りになったきっかけ

【相談会】

成年後見センターへお電話下さい。

- 成年後見センターの連絡先は4面をご覧ください。

★後見人講座

【日時】平成27年7月30日（木）

午後6時30分～8時30分（定員40人）

【会場】新宿区社会福祉協議会 地下会議室A

【内容】認知症高齢者に対する後見業務の内容や、後見業務やコミュニケーションにおいて配慮や注意することを、様々な生活状況での事例を交えてお話しします。

「市民後見人を養成する基礎講習」

を実施しました！

昨年 11 月から今年 1 月までの計 6 日間、新宿区市民後見人の養成講習を実施しました。

20 時間の講習を通して、受講者は成年後見制度のしくみや法律知識、後見人としての心構え、高齢者や障害者の現状や支援の方法などを学びました。また、グループワークでは事例検討を行い、互いの思いを語り合い、受け止め、自身の後見人像をイメージしながら討議をしました。

講習修了後に実施した選考に合格した方々は今後、研修などでさらに研鑽をつみ、将来の市民後見人を目指します。



【写真】グループワークでの事例検討の様子。4～5 人のグループに分かれ、意見を交換しました。

～市民後見人とは～

親族や専門家ではなく地域住民として、身近な立場で成年後見活動を行う方です。



受講者の声

短い時間でそれぞれの講座がまとまっていたと思う。後見業務だけでなく、支援のための援助についてなど、後見業務をやっていくと、必要になる広い知識をその都度、増やしていければいいと思う。

このような研修の機会を設けて頂き、貴重な時間となりました。日常の業務へ活かせる点も多くありましたので、ここで学んだことを今後に役立てていきたいと思います。

その方の幸せ、自己実現や生きる楽しみを、その方の残された能力でいっしょに見つけられたらいいと思った。

「市民後見人を養成する基礎講習」は今年度も実施します。
詳細は決定次第、「広報しんじゅく」や社協広報誌でご案内します。

成年後見制度 支援信託の 最近の動向



本人の財産を適正に管理していくために、本人の資産から、通常使用しない金銭を信託銀行等と契約し、必要がある場合には家庭裁判所の許可を得て引き出すといういわゆる「信託」の利用が近年進められています。導入当初は流動資産額が 1000 万円以上の事案について対象としていましたが、昨年度からは 500 万円以上ある事案と変更となり、多くの方が対象となりました。

平成 26 年 8 月末時点で東京都の利用件数は 749 件に及んでいます。信託できる財産は金銭に限られ、不動産・動産は対象とされていませんが、株式等の金融商品については、事案ごとに売却・換金するかどうかを家庭裁判所が検討することになります。

ご存じですか？

● 申立費用と報酬の助成

新宿区では「成年後見制度申立費用」と「成年後見人等の報酬」の助成を行っています。

成年後見制度申立費用

成年後見制度の利用に必要な家庭裁判所への申立費用の負担が困難である場合に、区が費用を助成します。

助成対象となる経費

- (1) 申立諸費用 14,000 円以内
- ・申立手数料、後見登記手数料（収入印紙）
 - ・送達・送付費用（郵便切手）
 - ・診断書料
- (2) その他費用 100,000 円以内
- ・鑑定費用
 - ・証明書等の発行費用（戸籍の証明書等、住民票の写し、登記されていないことの証明書）

※申立書作成の代行謝礼、申立書提出のための交通費等は対象となりません。

成年後見人等の報酬

成年後見人、保佐人、補助人に対する報酬の負担が困難である場合に、区が費用を助成します。

助成対象となる経費

家庭裁判所が決定した報酬額のうち、以下を限度とした費用です。1 回につき 12 か月分までとなりますが、後見人等の選任初年については、その限りではありません。

- (1) 本人が特別養護老人ホーム等の施設入所者の場合：月額 18,000 円以内
- (2) 上記以外の場合（本人が在宅者等）：月額 28,000 円以内

助成対象となる方や財産・収入等の助成要件がありますので、詳しくは新宿区の成年後見制度に関するホームページ（URL: https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/index06_10.html）をご参照ください。また、成年後見センターにもパンフレットをご用意しております。

担当課 新宿区福祉部地域福祉課福祉計画係

TEL：03-5273-3517 FAX：03-3209-9948



平成27年度 講座・相談会スケジュール

新宿区成年後見センターでは、今年度、以下のとおり講座・相談会を開催する予定です。各講座・相談会の詳細は、社協広報紙や「広報しんじゅく」等にてお伝えします。ぜひご参加ください。



開催月	会場地区	内容	講師
6月	笹塚町	成年後見入門	社会福祉士
9月	若松町	任意後見	司法書士
11月	戸塚	成年後見と相続	弁護士
12月	落合第二	成年後見入門・申立	社会福祉士
2月	柏木	任意後見	公証人

※すべての講座で出張相談会も行います。

新宿区成年後見センター 職員紹介

成年後見センターでは、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のご相談にお答えするために職員の地区担当制をとっております。

4月から新しい職員も加わりました。相談をお待ちしています。



地区	担当者
東地区 (四谷・笹塚町・榎町地区)	石岡愛里 New! <small>おさない</small> 長内勇介
中央地区 (若松町・大久保・戸塚地区)	川勝健司 New! 黒田真季依
西地区 (落合第一・落合第二・柏木・角筈地区・区役所)	滝上裕嗣 白井たか

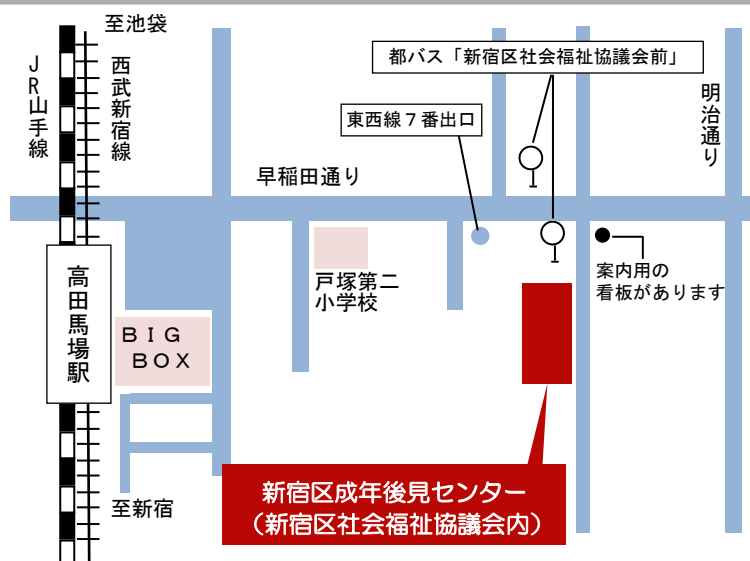


- センター長：料治康子
- 事務担当：ひえだ 榊田美奈子・田中多枝子・廣谷恵子

～地域福祉権利擁護事業とは～

地域福祉権利擁護事業は、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、「判断に迷うこと」「不安に感じること」「疑問に思うこと」などを、一緒に考え・一緒に解決するサービスです。

物忘れや認知症、知的障害、精神障害などにより、必要な福祉サービスを自分だけで判断し、手続きするのが難しい方がご利用いただけます。(※東京都社会福祉協議会からの受託事業です。)



新宿区成年後見センター ご案内

- ◇JR山手線・西武新宿線
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇東京メトロ東西線
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇都バス
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園
または、「飯64」小滝橋⇄九段下
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp